

東広島市立平岩小学校「不祥事防止委員会」設置要項

東広島市立平岩小学校

(趣旨)

第1条 校務運営規程 第7条第2項に基づき、「不祥事防止委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員は校長の指名による。

校長・教頭・教務主任・保健主事・生徒指導主任・養護教諭

(業務内容)

第3条 委員会は、不祥事防止に係る次の業務を行う。

- (1) 委員会の年間業務計画の作成，取組みの検証
- (2) 服務規律の確保に係る研修の年間計画，企画，実施。
- (3) 「体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の運営，周知。
- (4) 児童〔生徒〕の状況を把握するためのアンケートや調査の実施，分析
- (5) 服務規律の確保に向けた啓発，環境づくり，情報の発信
- (6) 教職員相互のコミュニケーションづくり，不祥事防止チェックの実施
- (7) P T A等との意見交換
- (8) その他，服務規律の確保に向けた取組みに関する協議

(開催日)

第4条 委員会の開催は，月1回を原則とするが，必要が生じた場合は校長の求めに応じて開催することができる。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか，当該委員会の運営等について必要な事項は，校長が定める。

附則

この要項は，平成22年2月2日から施行する。

資料

平成23年度

服務規律研修 年間計画

東広島市立平岩小学校

実施月	内容（予定）
4月	○ 広島県教育関係職員倫理要綱 ○ 体罰の禁止について
5月	○ セクシュアルハラスメントについて
6月	○ 体罰について
7月	○ 交通事故・飲酒運転について ○ 是正指導について
8月	○ わいせつ行為について
9月	○ 学校安全管理について
10月	○ 個人情報管理について
11月	○ 会計管理について
12月	○ 適切な保護者対応について ○ 分限と懲戒について
1月	○ 適正な勤務時間の管理について
2月	○ 教職員の健康管理について
3月	○ 年間のまとめ